



ひとり親家庭のお母さん・お父さんの

養育費・親子交流に関する個別相談会



あなたはお子さんのために養育費をもらっていますか。

お子さんのために養育費を支払っていますか。

お子さんは離れていて暮らしているお父さんお母さんと会っていますか。

離婚により夫婦関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合っ
て取り決めましょう。

ひとり親の方、離婚を考えている方などで、「養育費の取り決め方がわからない」「養育
費はどのくらいなの?」「公正証書の作成について教えてほしい」「養育費が途絶えがちに
なってきた」「親子交流をどのようにすればよいか」など、養育費や親子交流について相
談のある方は、ぜひお気軽にご相談ください。

日 時 : 令和7年8月26日(火)

13時30分~16時30分

相談時間は一人40分程度

会 場 : 総合福祉保健センター2階 相談室(3)

対 象 者 : ひとり親家庭の母・父/離婚を考えている母・父/その他

相 談 員 : 養育費・親子交流相談支援センター

主任研究員(元家庭裁判所調査官・公認心理師)

瀧川 善和

申 込 先 : こども支援課 こども総合相談室

Tel: 047-445-1349

締 切 : 令和7年8月22日(金)

